

「平成28年度第3回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 平成28年10月12日（水） 16:00～16:40

II 場 所 熊本市役所別棟（駐輪場）8階 大会議室

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市経済観光局産業部商業金融課

V 次 第

1 開会

2 議事

・「イオンタウン西熊本【A区画】」の新設届出に対する本市の意見（案）について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局から届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

「イオンタウン西熊本【A区画】」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下7点の留意事項を付記。
 - (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
 - (2) 身障者駐車場について、今後、利用者の要望等を踏まえながら、増設や位置の見直しの検討を行い、利用者の安全に努めること。
 - (3) 多くの来店車両が見込まれるオープン時や繁忙期等、駐車場の混雑が予想される際には、交通整理員を配置して安全に誘導すること。また、駐車場内の交通の安全と円滑に留意し、支障が生じるような場合、必要な対策を講じること。
 - (4) 「緑化の保全及び緑化の推進に関する条例」の趣旨に基づき、緑化の推進に努めていくこと。
 - (5) 駐車場の利用が深夜に及ぶため、自動車の不法駐車や若者の非行対策等の防犯対策

に努めていくこと。

- (6) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。
- (7) その他の小売業者が決まり次第、大規模小売店舗立地法第6条第1項の届出を提出すること。

〔質 疑〕

- 熊本市の「緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」の規定では、全敷地面積の20%以上の緑化が必要と思っていたが、本案件のように敷地を分割して建築確認の申請を出した場合、全敷地面積の5%以下の緑化面積でも条例の基準を満たしていることになる。こういったやり方では、条例の規定は無いに等しくなるのではないか。もっと条例に基づいて指導、規制等の対応はできないのか。(内野委員：熊本大学名誉教授)
- 今回の案件については11件に分かれて建築確認の申請予定で、敷地面積が9,000㎡以下の場合には、申請ごとの敷地に対して、敷地面積×(1-建ぺい率)×20%となる。指摘どおり緑化面積の基準が少なくなっているが、条例上基準は満たしているため今の形で対応せざるを得ない。今後、ご指摘内容について、どういった対応ができるのか考えていきたい。また、本案件において、委員の皆様に対し、どういう基準内容、計算方法で緑化面積が算定されているのかが分かりにくかった点については改善していく。(環境共生課長)
- 建築基準法に緑の指定はないですね。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)
- 熊本市の「緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」の中で基準を別途定めることとしており、熊本市が策定した「みどりの指針」において、敷地面積に対する緑化目標を定めている。(環境共生課長)
- 「みどりの指針」というのは熊本市の「緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」の中に入っているのか。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)
- 条例の中でそのまま出てくるものではないが、別途策定しているもの。(環境共生課長)
- 敷地面積に対して20%以上の緑化面積というのは何に定められているのか。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)
- 20%というのは開発の申請に対しての数値。敷地面積が合計9,000㎡以上のものに対しては、緑化面積を20%以上確保しなければならないが、これも「みどりの指針」において定められているものである。今回は開発には該当せず、11件に分割して建築確認申請されているので少なくなっている。(環境共生課長)
- 建築基準法の申請の仕方はあると思うが、これだけ大規模な商業施設であれば、例えば、緑化や身障者駐車場のあり方について、発想の視点を変え、街づくりのあり方としての発想に変え、街づくりを行う上で、緑化や駐車場はどうあるべきかを設置者と協議すべきと考える。

風格ある熊本市として、景観形成は重要。景観条例、緑化に関する条例を遵守し、指導してもらいたい。(荒井委員：熊本学園大学教授)

- これまでこういう事例がなかったこともあるが、ご指摘を踏まえ、今後、どういう対応ができるのか考えていきたい。(環境共生課長)
- 留意事項に関して検証があってもいいのでは。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)
- 意見通知以降の検証ができていないところもあり反省点であるが、届出事項以外については、将来的な確認、検証は難しい。しかし、周辺環境に支障が出てくる場合は関係機関等と協議の上、設置者に指導するよう考えている。(商業金融課)
- 協議会の意向を設置者に伝えるべきでは。留意事項について、努力規定であるか義務規定であるか。(荒井委員：熊本学園大学教授)
- 協議会での意見はさまざまな機会を通して設置者に伝えるようにしている。それによって周辺環境との調和を計り、大店立地法の趣旨に合致するように出店することを促している。努力規定か義務規定かに関しては、努力規定にせざるを得ない。(商業金融課)

【総括】

本件について、市の意見はなし。ただし、留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。